

# 新市立伊勢総合病院病理検査システム構築業務

## 優先交渉権者決定基準

平成30年5月18日

市立伊勢総合病院

## 1 はじめに

本落札者決定基準は、「新市立伊勢総合病院病理検査システム構築業務」に係る優先交渉権者の決定基準を定めるものである。

## 2 審査機関等

### (1) 審査機関

本業務に係る審査及び評価については、「新市立伊勢総合病院病理検査システム構築業務業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において実施する。

### (2) 審査内容

選定委員会は、仕様書にて求める性能、機能及び技術等の要求要件を満たしているかの審査及び3「優先交渉権者の決定方法」に基づき付与する点数の審査等を行う。

## 3 優先交渉権者の決定方法

- (1) 優先交渉権者の決定方法は、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当するプロポーザル参加者（以下「参加者」という。）のうち、「4 要求仕様書回答の評価方法」及び「5 価格の評価方法」に定める評価方法により算出された技術点と価格点を合計した総合評価点が最も高い者を優先交渉権者予定者とし、選定委員会で審議のうえ、優先交渉権者を決定する。

ア 初期導入費用の見積価格が、当院が予め設定した契約上限金額の範囲内であること。

また、7年間の総費用（業務構築費、システム保守費、次期データ移行費用）の見積価格が、予め当院が設定した総費用上限額の範囲内であること。

イ 「病理検査システム要求仕様書」が、各要件の要求仕様において「必須」と表示したもの、全てについて対応が可能なこと。

ウ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、次の順序で優先交渉権者を決定する。

(A) 「技術点」が高いものを優先交渉権者として決定する。

(B) 「技術点」が同点の場合は、「価格点」が高いものを優先交渉権者とする。

(C) 「技術点」及び「価格点」が同点の場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

- (2) 技術点及び価格点の配分は下表のとおりとする。

評価要素		配点	合計得点 (上限)
A 技術点	要求仕様書回答（択一式）	100点	100点
	要求仕様書回答（記述式）	230点	230点
B 価格点	業務構築費、システム保守費、次期データ移行費用	200点	200点
C 総合評価点	A + B		530点

ア 総合評価点は530点満点とし、その得点配分は技術点を330点、価格点を200点とする。

#### 4 要求仕様書回答の評価方法

- (1) 要求仕様書回答は、各要件の要求仕様に対する参加者の対応方法等について当てはまるものを、1つ選択して記号で回答する択一式回答方式と、当院が指定する項目に対する具体的な実現方法等を記述にて回答する記述式回答方式の2種類とする。
- (2) 要求仕様書回答の評価は、提出された要求仕様書回答に対して、(4)に示す要求仕様書回答評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき行う。
- (3) 要求仕様書回答の合計点数は、330点満点とする。うち、択一式回答方式の配点を100点満点、記述式回答方式の配点を230点満点とし、各評価項目の点数配分は評価基準に定める最高点を上限とする。
- (4) 要求仕様書回答の評価基準

要求仕様書回答	評価項目	最高点
択一式回答 方式	1 基本要件（全般）	10
	2 ハードウェア要件	10
	3 ソフトウェア要件	50
	4 システム・機器連携要件	10
	5 データ移行	10
	6 実績	10
要求仕様書回答（択一式）の合計点		100
記述式回答 方式	1 導入・運用実績	15
	2 提案システムに関する貴社のコンセプト	30
	3 主な機能の説明	10
	4 レポートの既読管理機能について	20
	5 電子カルテとの連携について	20
	6 バーチャルスライドシステムとの連携について	10
	7 現行システムからのデータ移行について	10
	8 システムの拡張性_バージョンアップ計画	5
	9 システムの拡張性_機器等の増設に伴う拡張性	25
	10 セキュリティ_リモートメンテナンス	5
	11 システム構築_マスタ作成支援	15
	12 システム構築_稼動支援	15
	13 システム構築_病院側で必要な体制	5
	14 運用保守体制	20
	15 次期システムへの更新	10
	16 提案費用外での積極提案	15
要求仕様書回答（記述式）の合計点		230
技術回答の合計点		330

要求仕様書回答の評価を行う上で疑義がある場合には、必要に応じて確認を行う。

(5) 択一式回答方式の採点基準

ア 要求仕様に対する回答は、次のイに示す択一式回答選択肢及び配点に定める回答内容から該当するものを1つ選択して、記号で回答するものとし、選択された回答については、同項に示す配点に基づき採点し評価を行う。なお、回答に際しては、ウに示す回答条件を付加する。

イ 択一式回答の選択肢及び配点は下表のとおりとする。

記号	要求に対する対応区分	回答内容（対応方法）	配点割合
A	標準機能	提案システムにおいて標準的に実装済みのもの（パッケージ対応）	5
B	オプションの追加で対応	稼働実績のあるプログラムを追加、あるいはオプションの機能を有効化することで、要求する機能を実現するもの	5
C	オプションの新規作成(カスタマイズ)で対応	新規にプログラムを開発・作成することにより、要求する機能を実現するもの	3
D	一部対応可能	要求仕様通りではないが、一部対応可能。（対応可能な部分は見積範囲に含む）	2
E	満たすことができない。	本業務において提案するシステムには実装されない。	0

ウ 回答条件は以下のとおりとする。

- (A) 回答に A、B、C、D と回答された項目はすべて本業務の見積金額の範囲内で実現するものとする。
- (B) 回答 A 及び B については、要求仕様書回答書（択一式回答方式）の備考欄に実際に機能を実装した医療機関名を記載し、実現性を明確に示すこと。
- (C) 審査の必要に応じて、記載された事項に対して、当院から記載内容について確認することがある。
- (D) 回答に関して、事実と異なる回答であることが判明したときは、選定委員会で協議のうえ、当該要求仕様の回答を無効とし、回答を変更することがある。
- (F) 1つの項目の要求仕様に対し2つ以上の回答を選択し記載した場合は、当該要求仕様の回答を無効とし、回答 E とする。
- (G) 必須項目として設定した要求仕様について、A、B、C 以外の回答をした者は失格とする。
- (H) 1つの要求仕様の中で、一部カスタマイズにより要件を満たせる場合は D 回答とすること。ただし、この場合のカスタマイズ費用は本業務の見積金額の範囲内で実現するものとする。要求仕様書（択一式）回答書の備考欄に実現内容を記載すること。

エ 各評価項目の技術点の算出方法は以下のとおりとする。なお、各評価項目の最高点は「(4) 要求仕様書回答書の評価基準」による。

当該評価項目の技術点 = 当該評価項目の最高点 × 当該評価項目の※仮得点の得点率  
(当該評価項目の技術点は少数点未満を切り捨て。)

※当該評価項目の仮得点の得点率は、択一式回答項目を全て満たす場合(満点の場合)の仮得点の合計に対する、実際に獲得した仮得点の合計の割合である。

(仮得点の得点率については、小数点が出た場合、小数点第2位を切り上げる。)

オ 択一式回答方式の全体得点は、エで示した各評価項目における技術点の合計とする。

#### (6) 記述式回答方式の採点基準

ア 記述式回答方式に記載された内容については、すべて本業務の契約金額の範囲内で実現するものとする。(システムの拡張性の「提案費用外での提案」項目の部分を除く)

イ 各評価項目の評価及び配点は下表のとおりとする。

評価	配点	配点	配点	配点	配点	配点
非常によい	30	25	20	15	10	5
よい	21	17.5	14	10.5	7	3.5
ふつう	15	12.5	10	7.5	5	2.5
わるい	9	7.5	6	4.5	3	1.5
非常にわるい	0	0	0	0	0	0

ウ 各選定員が採点した点数を項目ごとに平均したものを記述式回答方式の評価点とする。  
(少数点未満を切り捨て。)

#### 5 価格の評価方法

(1) 価格評価は200点満点とし、業務構築費およびシステム保守費、次期データ移行費用のそれぞれを合計した総費用について、以下により算出した値を評価点とする。

※価格は税抜価格

価格評価点 = (1 - “総費用の見積価格” ÷ “総費用上限額”) × 200点

以上